

## 郡山市開発許可申請等に係る事務処理要領

(申請、協議及び届出の受付)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項及び第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条第1項若しくは第43条第1項の規定による許可の申請、第37条第1号若しくは第45条の規定による承認の申請、第34条の2第1項、第35条の2第4項、第42条第2項若しくは第43条第3項の規定による協議又は第34条第13号、第35条の2第3項、第36条第1項、第38条若しくは第44条の規定による届出は、郡山市都市構想部開発建築指導課において受付をする。

(申請書又は協議書の受理)

第2条 市長は、申請書又は協議書を受理したときは、申請書受付台帳に記載し、これを整備しておかなければならない。

(申請書又は協議書の審査)

第3条 市長は、受理した申請書又は協議書の内容を審査表(第1号様式)に基づいて速やかに審査し、不適当な箇所があれば、当該申請者等に補正させるものとする。

(手数料の徴収)

第4条 市長は、申請書を受理する際には郡山市手数料条例(平成11年郡山市条例第46号)に定める金額を徴収するものとする。

(許可、承認等)

第5条 市長は、許可及び承認申請又は協議の内容を審査し、適当と認めたときは許可指令書(第2号様式から第5号様式まで)により許可(建ぺい率等の指定を含む。)をし、又は承認指令書(第6号様式又は第7号様式)により承認しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請内容を審査した結果、内容が不適当と認められた場合には、第8号様式、第9号様式又は第10号様式により、不許可、不承認としなければならない。

(他法令との調整)

第6条 申請書又は協議書の審査及び許可若しくは承認に当たっては、農地法、森林法等関係のある他法令の審査状況、許可の可能性と十分に整合を図って行うものとする。

(許可等の期間)

第7条 許可申請書又は協議書等の標準処理日数は、別表に定めるところによるものとする。

(許可等の通知)

第8条 許可等の処分をした場合には、当該指令書に通知文(第11号様式)を添付して、速やかに申請者又は協議者に交付するものとする。

(完了検査)

第9条 市長は、工事完了届出書を受領したときは、遅滞なく工事完了検査を行わなければならない。

2 工事完了検査の方法については、郡山市開発許可に関する工事検査事務処理要領(平成9年4月1日制定)によるものとする。

(検査済証の交付)

第10条 工事完了検査の結果、当該工事が許可の内容に適合していると認められたときは、開発行為に関する工事の検査済証(第12号様式)を届出者に交付するとともに、当該開発行為に公共施設が含まれている場合には、公共施設に関する工事の検査済証(第13号様式)を併せて交

付しなければならない。

(工事完了公告)

第11条 検査済証を交付したときは、開発行為に関する工事完了公告(第14号様式)を郡山市役所前の掲示板に1週間掲示するものとする。

(報告、勧告等)

第12条 市長は、必要に応じて許可等を受けた者又は協議を行なった者から報告若しくは資料の提出を求めて開発行為の進行管理に務め、許可等を受けた者又は協議を行なった者に勧告、助言を行うものとする。

(監督処分)

第13条 市長は、法の規定又は処分に違反した者に対して、郡山市違反開発行為等事務処理要領(平成12年8月21日制定)に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行った上で監督処分を行うことができる。

(立入検査)

第14条 市長は、監督処分を行う場合は、必要に応じて立入検査を行うものとする。

2 立入検査を行う場合、立入検査を行う者は、身分証明書(第15号様式)を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

(開発登録簿)

第15条 市長は、開発登録簿(第16号様式)を常に整備しておき、請求があったときはその写しを請求人に交付しなければならない。

2 第4条の規定は、開発登録簿の写しの交付について準用する。

(証明)

第16条 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の証明については、開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書の下欄により証明を行うものとする。

2 第4条の規定は、前項の証明について準用する。

附 則(平成9年3月31日制定)

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に効力を有する郡山市開発許可等に係る事務処理要領(福島県要領。昭和62年10月1日施行)の規定により福島県知事が行った処分その他の行為又は現に福島県知事に対してなされている申請その他の行為は、この要領の相当規定により市長が行った処分その他の行為又は市長に対してなされている申請その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に効力を有する郡山市開発許可等に係る事務処理要領(平成9年4月1日施行)の規定により市長が行った処分その他の行為又は現に市長に対してなされている

申請その他の行為は、この要綱の相当規定により市長が行った処分その他の行為又は市長に対してなされている申請その他の行為とみなす。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(工事完了公告)

2 この要領に記載する開発行為に関する工事完了公告については、告示により公示するものとする。

第14号様式（第11条関係）

郡山市告示第 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

その図面は、都市構想部開発建築指導課に備え置いて、縦覧に供する。

年 月 日

郡山市長

開発許可年月日 及び許可番号	年 月 日	郡山市指令(文書の記号)第 号
開発区域又は工区に 含まれる地域の名称		
開発許可を受けた 者の住所及び氏名		
公共施設	種類	
	位置	
	区域	

第14の2号様式（第11条関係）

郡山市告示第 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

その図面は、都市構想部開発建築指導課に備え置いて、縦覧に供する。

年 月 日

郡山市長

協議成立年月日 及び協議番号		年 月 日 郡（文書の記号）第 号
開発区域又は工区に 含まれる地域の名称		
協議を成立した 者の住所及び氏名		
公共施設	種類	
	位置	
	区域	